

別表1

| 種 目 | 厚生労働大臣が定める者のイ | 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果 |
|-------------------------|--|--|
| ア 車いす イ 車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者 | 基本調査1-7(歩行) 「できない」 |
| | (2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 | — |
| ウ 特殊寝台 エ 特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起きあがり困難な者 | 基本調査1-4(起きあがり) 「できない」 |
| | (2)日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-3(寝返り) 「できない」 |
| オ 床ずれ防止用具 カ 体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-3(寝返り) 「できない」 |
| キ 認知症老人徘徊 感知機器 | 次のいずれにも該当する者 (1)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査3-1(意思の伝達) 「調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2(毎日の日課を理解)～ 3-7(場所の理解)のいずれか 「できない」 又は 基本調査3-8(徘徊)～4-15(話がまとまらない)のいずれか「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 |
| | (2)移動において全介助を必要としない者 | 基本調査2-2(移動) 「全介助」以外 |
| ク 移動用リフト (つり具の部分を除く) | 次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者 | 基本調査1-8(立ち上がり) 「できない」 |
| | (2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 | 基本調査2-1(移乗) 「一部介助」又は「全介助」 |
| | (3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | — |
| ケ 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者 (1)排便が全介助を必要とする者 | 基本調査2-6 「全介助」 |
| | (2)移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査2-1 「全介助」 |